

日本RV・トレーラーハウス(旧:日本RV輸入協会)協会の歴史

日本RV・トレーラーハウス協会では、RVの促進と健全な普及を図るべく、米国のRV製造者団体であるRVIA、RPTIAに働きかけ米国大使館を通じ日本政府(内閣府OTO事務局)に「キャンピングカーやトレーラーハウスの輸入の円滑化」を問題提起し、協議を重ねてまいりました。その主な経緯は以下の通りです。

私共日本RV・トレーラーハウス協会では、RV関連の法整備・行政との調整、市場の育成等につき、今後地道な努力を続けていく所存です。皆様方のご協力とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

- 1996 日本RV輸入協会設立
- 1998 建設省より「トレーラーハウスの建築基準法上の取扱いについて」を通達(住指170号)
- 1999 「日本におけるRV産業の将来」セミナー主催(アメリカ大使館商務部共同主催)
- 2000 移動式臨時災害対策施設の利用導入についての調査・研究の報告書作成協力
- 2009 協会自主基準「トレーラーハウス登録証」発行
- 2012 国土省自動車局「特殊車両道路通行許可」に関する「基準緩和申請」のパブリックコメントに関与
- 2016 熊本地震による益城町「福祉避難所」としてトレーラーハウス30台設置。日本初!
- 2018 西日本豪雨における「応急仮設住宅」として日本初トレーラーハウス設置!(岡山県倉敷市10台)
- 2018 北海道胆振東部地震における「建設型応急仮設住宅戸別設置」として日本初!被災者敷地内トレーラーハウス設置!(安平町7台、厚真町11台)
- 2020 「日本RV・トレーラーハウス協会」へ協会名変更、登記
- 2024 能登半島地震の発生により石川県と防災協定を締結。「応急仮設住宅」や災害支援従事者向けの「休憩所・宿泊施設」として、50台以上のトレーラーハウスを設置。

RVのタイプ分類及び定義

	分類	定義	イメージ	
自走式RV (エンジン有り)	モーターホーム	特別に設計されたキャンピングカー専用ストリップシャーシの上に製造されたもの		
	レクリエーションやキャンピング、旅行での活用を主目的として、長期滞在が可能な設備を有し、コーチビルダーによって自走式シャーシの上に製造された車両で日本国内での自動車分類上「8ナンバー」にあたるもの	特別に設計されたキャンピングカー専用キャブ付きシャーシの上に製造されたもの		
		バンシャーシのボディを改造して製造されたもの		
	バンコンバージョン	レクリエーションやキャンピング、旅行での活用を主目的として、コーチビルダーによりバンシャーシを改造して製造された車両で、上記「クラスB」以外のもの		
	トラックキャンパー	レクリエーションやキャンピング、旅行での活用を主目的として、トラックの荷台に積載できるように製造されたもの		
けん引式RV (エンジン無し)	キャンピングトレーラー	※注 パークトレーラー 「トレーラーハウス」	けん引車の後端部に備えられたけん引装置(ボールヒッチ)によってけん引され、外観が通常の家に類似したもの。但し工場生産型で床面積400スクエアフィート(37.16㎡)を超えるものは含まない	
		フィフスホイール	けん引車の後部荷台に添えつけられたけん引装置(フィフスホイール)によってけん引されるもの	
		トラベルトレーラー	けん引車の後端部に備えられたけん引うち(ボールヒッチ)によってけん引されるもの	
		フォールディング・キャンピングトレーラー	トレーラーの中で折り畳み式構造を持つキャンピングトレーラーをいう	
	カーゴトレーラー	レクリエーションやキャンピング、旅行のための荷物を積載することを主目的として、けん引式シャーシの上に製造された車両		
	ポートトレーラー	レクリエーションのためのプレジャーボートを積載するための専用の荷台と、固定するための構造や装置を有し、けん引式シャーシの上に製造された車両		

トレーラーハウスの取扱いについて

消費者の安全と利便を第一にして、健全な日本のRV市場の育成に努めます。



一般社団法人 日本RV・トレーラーハウス協会
(旧一般社団法人 日本RV輸入協会)



トレーラーハウスの建築基準法上の取扱いについて

※ 建設省住指発第170号(平成9年3月31日)より引用

近年、キャンプ場において、トレーラーハウス(車輪を有する移動型住宅で、原動機を備えず牽引車により牽引されるものをいう。以下同じ。)を利用する例が増加しており、その建築基準法上の取扱いについて疑義を生じている向きもあるため、今般、その取扱いを下記のとおりとすることとしたので、遺憾のないよう取り扱われたい。
なお、貴管下特定行政庁に対しても、この旨周知方お願いする。

記

トレーラーハウスのうち、規模(床面積、高さ、階数等)、形態、設置状況(給排水、ガス、電気の供給又は冷暖房設備、電話等の設置が固定された配管・配線によるものかどうか、移動の支障となる階段、ポーチ、ベランダ等が設けられているかどうかなど)等から判断して、随時かつ任意に移動できるものは、建築基準法第2条第1号の規定する建築物には該当しないものとして取り扱うこと。

※ 建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例2022年度版(一般財団法人建築行政情報センター発行P016)より引用

【解説】

■ 「随時かつ任意に移動できる」とは認められないもの」の該当例は、以下のとおりである。

- 車輪が取り外されているもの又は車輪は取り付けられているがパンクしているなど走行するために十分な状態に車輪が保守されていないもの。
- 上部構造が車輪以外のものによって地盤上に支持されていて、その支持構造体が容易に取り外すことができないもの(支持構造体を取り外すためにはその一部を工具を使用しなければ取り外しできない場合等)。
- トレーラーハウス等の敷地内に、トレーラーハウス等を設置場所から公道まで支障なく移動することが可能な構造(勾配、幅員、路盤等)の連続した通路がないもの。
- トレーラーハウス等が適法に公道を移動できないもの。

■ 臨時運行許可(仮ナンバー)や特殊車両通行許可等を受けたことだけでは、「随時かつ任意に移動できるもの」との判断はできない。

■ 建築物に該当するかどうかは、規模(床面積、高さ、階数等)、形態(屋根を有するか等)、設置状況、又は用途上、長期間存置されるか等から総合的に判断する必要がある。

参考

- トレーラーハウスに関する建築基準法の取扱いについて(昭和62年12月1日住指発第419号)
- トレーラーハウスの建築基準法上の取扱いについて(平成9年3月31日住指発第170号)

国交省自動車局より

「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」(平成9年9月19日付け自技第193号)別添 基準緩和自動車の認定要領の一部改正

※ 国自技第181号(平成24年12月27日)より引用

- 第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車
(21) トレーラーハウスのうち、当該自動車が有する施設・工作物が分割困難な構造であり、かつ、当該自動車を特定地に位置(展示、メンテナンス含む。)して使用するとともに、そのための運行が一時的な片道限りのもの

【当協会からの補足事項】

トレーラーハウスとは、架台(シャーシ)部と上物居室部が一体化されており切り離すことのできない構造物となっていること。
さらに、トレーラーハウスの大小に関係なく車検、ナンバー取得の義務はない。
ナンバー取得の場合、保安基準第2条の制限内のサイズのものについてはナンバー取得も可能であるが、架台と上物居室部の一体構造物とすべきである。その場合継続車検は必須である。
また、「随時かつ任意に移動できるもの」とは、基準総則P.16【解説】の4項目の条件を満たし「移動したいときに移動ができる状態を担保すること」で臨時運行許可を取得し続けることではない。

よくあるQ&A掲載



↑詳しくはHPにて

※トレーラーハウスとは、裏表紙「RVのタイプ分類及び定義のパークトレーラー」の意味

トレーラーハウスの設置

ライフラインの接続例

特殊な工具を使わず、ワンタッチで取外し可能なこと。

① 給排水接続の場合

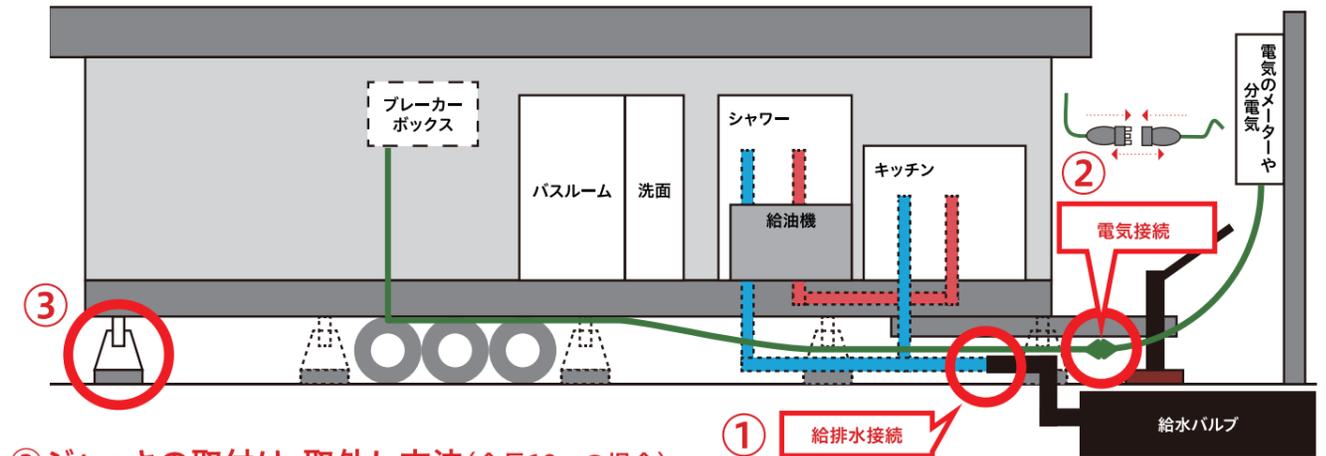


通常の住宅設備同様の給排水接続方法です。但し、随時かつ任意に移動可能な状態にするため、レバーロックカプラ等のワンタッチ式の器具で接続する。

② 電気接続の場合



電柱から直接引き込むことはせず、ハウス近くに仮設ポールを立てメーターボックスを取り付けた上、ワンタッチ式防水用カプラ等で接続する。



③ ジャッキの取付け・取外し方法(全長10mの場合)

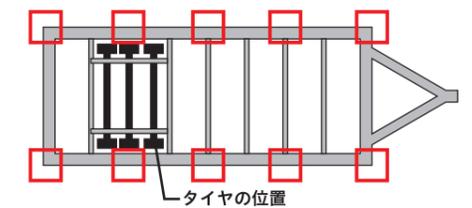
設置：三角ジャッキによる設置と水平レベル調整

1. トレーラーハウス下、及びジャッキの土地下は良く転圧し沈まないようにする。
2. 良く転圧された地面に三角ジャッキ等によりフレームを下から支える。
3. レベル調整はジャッキの上部を上下させて調節する(油圧ジャッキ等を使うと容易)
4. 長手方向(10m)フレームに5箇所以上(2m間隔1基程度)の三角ジャッキを使用(全長10mトレーラー1台当たり10基以上)にて設置する。

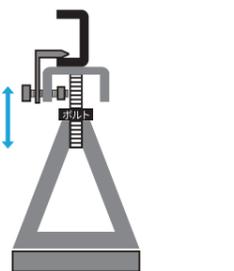
搬出：三角ジャッキをとり外し移動する(緊急時)

1. 三角ジャッキの頭部分を下げジャッキを外す。
(油圧ジャッキ等によりシャーシを上下すると早い)
2. 同様に各所の三角ジャッキを外す。
3. 平板ブロック等の移動の邪魔にならない場所に移す。
※油圧ジャッキを利用する場合 三角ジャッキを外し油圧ジャッキを下げるとトレーラーハウス本体が傾きますので、周囲の安全を確認すること。

10mの場合ジャッキ位置一例



20cm程度上下可能



トレーラーハウスの活用例

※フェンス等は簡単に取外し可能。デッキは移動に支障の無い様に設置されている。



事務所・社宅

サイズや内装のアレンジにより、様々な業種の方に納得価格での開業に活用。テナント開業の制約からも解消。



店舗

早期開業できインシャルコストも抑え、テナントなどの原状回復も不要で売却も可能。ガス・電気・水道も接続できます。



医療・看護・スポーツ施設

医療・看護や調剤薬局の専門施設や控え室。スポーツ施設、クラブハウス等にも対応可能。



災害への対応・備え

通常は事務所・備蓄倉庫に利用しながら、災害時は緊急避難所や仮設住居としても被災地に移設可。弊協会は実績多数。